公益社団法人 門真納税協会
（守口市・門真市・大東市・四條畷市）

255号
2016年（平成28年）2月10日号

確定申告は、お早めに！　e－Taxのご利用を

表紙写真：大阪城梅林

所得税及び復興特別所得税・贈与税の
申告と納税は**3月15日（火）**まで

個人事業者の消費税・地方消費税の
申告と納税は**3月31日（木）**まで

無料相談所の開設

期間：平成28年2月16日（火）～3月11日（金）（土、日を除く。）
※但し、2月21日と2月28日の日曜日に限り開設いたします。

受付：午前10時～11時30分、午後1時～3時

会場：公益社団法人門真納税協会会議室
※会場の混雑の状況により、受付時間を繰り上げる場合があります。
※申告相談される方専用の駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

郷土四市の地域を結び、繋ぐ
税と繁栄

門真納税協会　検索
http://www.nk-net.co.jp/kadoma/

地区納税相談会場

会　　場	開催日程	受付時間
守口地区 守口文化センター（3階研修室） エナジーホール	2月23日（火）･24日（水）	9:30～11:30 13:00～15:00
門真地区 門真市民文化会館（3階研修室） ルミエールホール	2月25日（木）･26日（金）	
大東地区 大東市立市民会館（3階中会議室）	2月17日（水）･18日（木）	
四條畷地区 四條畷市商工会館（2階研修室）	2月29日（月）･3月1日（火）	

※　会場の混雑状況により、受付時間を繰り上げる場合があります。
※　会場には、相談される方の専用の駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

平成27年分の確定申告をされた方へ

納付する税金のある方

	納期限	振替日（振替納税をご利用の方）
申告所得税及び復興特別所得税	平成28年 3月15日（火）	平成28年 4月20日（水）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	平成28年 3月31日（木）	平成28年 4月25日（月）

還付される税金のある方

還付金のお支払いは、申告書を提出されてから1か月から1か月半程度時間がかかる場合があります。予めご了承ください。

「国税還付金振込通知書」の送付について

振込みの際には、税務署から「国税還付金振込通知書」を送付しますので、「氏名･銀行名･支店名･預金種類･口座番号（下3桁の数字は「＊＊＊」で表示しています）」をご確認ください。

誤り等ございましたら、お手数ですが所轄の税務署までお問合せください。

個人から財産をもらった時は

個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与（法人からの贈与を除きます。）を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。
①「暦年課税」を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除（110万円）を越えるとき
②「相続時精算課税」を適用するとき
なお、平成27年分の贈与税の申告と納税は、平成28年2月1日（月）から3月15日（火）までとなっています。

○平成27年以降に父母などから財産の贈与を受けた場合（暦年課税）の注意点

暦年課税の場合において、平成27年1月1日以降に、直系尊属（父母や祖父母など）から財産の贈与を受けた人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく、**「特例税率」**を適用して計算します。

◎贈与税の速算表（特例税率）

基礎控除後の課税価格	特例税率	控除額
～　200万円以下	10%	—
200万円超　～　300万円以下	15%	10万円
300万円超　～　400万円以下		
400万円超　～　600万円以下	20%	30万円
600万円超　～　1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超　～　1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超　～　3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超　～　4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超　～	55%	640万円

【参考】一般税率

一般税率	控除額
10%	—
15%	10万円
20%	25万円
30%	65万円
40%	125万円
45%	175万円
50%	250万円
55%	400万円

※この速算表の使用方法は、次のとおりです。
（贈与を受けた財産の価額　－　基礎控除額）　×　税率　－　控除額　＝　税額

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、**贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類**を提出する必要があります。

①「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から**基礎控除額（110万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が300万円を超えるとき**
②「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から**基礎控除額（110万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が300万円を超えるとき**
（注）「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年分以降、全て相続時精算課税が適用されますので、ご注意ください。

○申告書の作成は国税庁ホームページで

国税庁ホームページの「贈与税の申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、贈与税の申告書が作成できますので、是非ご利用ください。
※「贈与税の申告書作成コーナー」は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー（https://www.keisan.nta.go.jp）」からアクセスし、画面の案内に従って「贈与税の申告書作成コーナー」を選択してください。

—　税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス　www.nta.go.jp　—

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

作成コーナー　検索

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます。
相談会場で長時間（最長4時間!）待つ必要がありません!
2/16～3/15の間は、土・日・祝日も24時間利用できます!
税額等が自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。
作成した申告書は、印刷して郵送で提出できます。

収入が給与・公的年金のみの方は是非ご利用を!

「給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面」を新設しました。
初めての方でも操作しやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

あなたの疑問にお答えします！国税庁HPのタックスアンサーにアクセス！

タックスアンサー　検 索

〈http://www.nta.go.jp/taxanswer〉

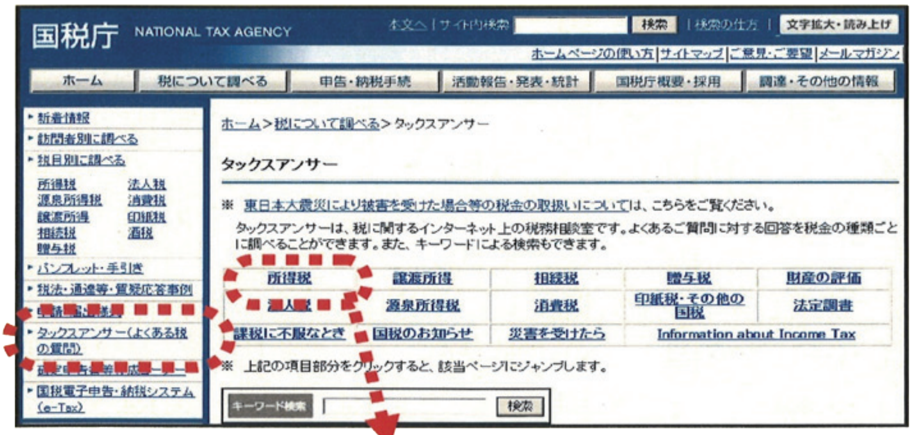

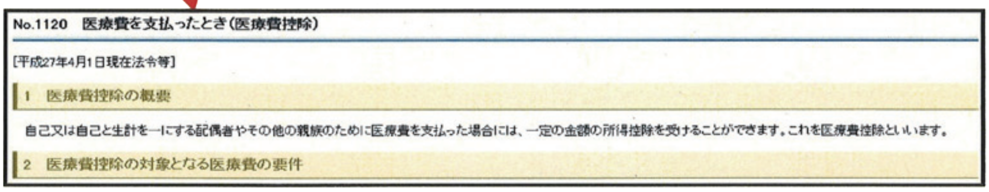

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。
よくある質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。

税と繁栄
2016年（平成28年）2月発行 255号　発行日：平成28年2月10日
発行元：公益社団法人　門真納税協会（守口市・門真市・大東市・四條畷市）広報部会　門真市殿島町8番10号　TEL06-6908-0631　題字：上野山 実 会長　編集人　藤本 和俊　発行人　浅井 俊之　印刷 ㈱祐和社